時事新報定價
時事新報新へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報は日曜の郵便にて遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

遞送料廣告料へ左ノ如シ

各地方より時事新報の注文に付
時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて貴方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帯封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價滅送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候。
月曜日丼に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

少年の暴行

近年壯士と稱する一種の少年輩が都下に出没し往々亂暴の擧動して或は政談演説の會場に亂入して之を妨げ或は政治の集會所を襲ふて人を傷くるなど其物騒一方ならず頃日議會の開場に際し又その亂暴を逞ふして議員を傷け又は之を脅迫し遂には議場の議事をも妨げんとするの目論見あるよしにて昨今議會の近傍は警察の警戒怠らず殊に議會の散じて議員退場の際などは警護最も厳重なりと云ふ左れば目下の有樣にては警察の保護あるときは議會も無事を保證す可らざる程の次第なれども若しも東京府下に今日の如き有力なる警察の仕組あらざるに於ては議會は止むを得ずして或は兵力の保護の下に議事を開くが如き奇觀あるやも知る可らず天下太平の日に當り議會の議を開くに兵力の保護を要するとは前古未曾有の珍事にして不體裁の最も甚しきものと云はざるを得ず而して事の茲に至りたるものは即ち少年輩の暴行に外あらざれば其所行は誠に悪む可き事なれども我輩の推測に據れば其原因は黨派軋轢の結果に歸せざる可らずして今の議會の議員中にも其責を免れざるものあるが如し抑も彼の壯士と稱する輩は何れも血氣の少年にして事を好むの情に急る者共なれば左なきだに亂もすれば亂氣の擧動あるを免れざるものあるに政治社會の近況を見るに黨派軋轢の狀は既に其極に達して人身攻擊の勢と爲り其餘勢は議會の議場にさへ現はれて頗る穏かならざるものあるに非ざれば末流ある少年血氣の壯士輩が其勢に在するは無理もなき次第にして事の原因を尋ねれば之を今の政治社會の有樣に歸せざるを得ず或は少年輩の近日の擧動は内々みれを使嗾する者ありとて只管その使嗾者を呑むるものあるに非ざれども内實の事情を叩くときは必ずしも怪むに足らざる筈し今の軋轢の現狀を見るに雙方共に非常に激越して曾禰伯爵ともに極端に走り口角泡を飛し手頭拳を爲し今や將に相搏んとして僅に抑ゆるの有樣ある其間に當り一方の者の先づ手を下したる其手出しの罪は固より免る可らずと雖も其手出しを爲すまでに至らしめたるの罪は雙方ともに負擔せざる可らず此場合には自から手を下して之を捕つるも亦人をして之を捕たしひるも其距離は五十步百步の間ありと云はざるを得ず左れば今の場合に當り自から喧嘩口論の仲間に入るがら他の少年輩を使ひたる者を咎めて唯其下手の前後を云々するが如きは一場の水掛論に過ぎずして我輩の取らざる所なり思ふに立憲政議の政治は人民の言論に政府の干渉なく其自由の實際に行はるゝ國にして始めて効を見るべし今や我國に於ては政府の法律には却て言論の自由を束縛するの處置なしと雖も之に反して民間の實際には言論の外に一種の力を逞ふし却て自から其自由を束縛せんとするものあり
事を開くの體裁なりと云ふ外國の人々をして之を聞かしめなば果して如何なる感覺を爲す可きや實に亦面の至りなりと云はざるを得ず而して此不體裁を致したる其原因を尋ねれば今の政黨の人々は勿論、議會の議中の人々も其責を免る可らざるが如し
然りと雖も彼の少年輩の暴行に至りては其擧動の事實に現はれて罪の甚しきものあれば速に之を鎮壓せざる可らず左ればにや政府は既に保安條例を執行して厳重の處分を爲したり誠に至當の處置にして若しも今後斯の擧動もあらんには保安條例あり又行政處分あり直に厳速の處置あらんなと我輩の希望する所なれども去にても彼の保安條例は昨年の末に議會の人々が其不要を喋々して廢止の議決を爲したる其日を距る未だ一個月あらざるに忽ち今日の事あり其人々も自から省みて爽然自失の感ある可し此一事よりしても我輩は益々議會の自省自重を祈るものあり

官報

○大藏省訓令第三號

北海道廳府縣

明治十九年六月大藏省訓令第二十二號中「沖縄縣ヲ除ク」トアル六字ヲ削除ス

明治廿四年一月十四日

大藏大臣伯爵松方正義

大藏省訓令第三號參照
大藏省訓令第二十二號明治十九年六月十二日
北海道廳　府縣　沖縄縣ヲ除ク
大藏省訓令第二十一號
明治十九年(六月)農商省令第二十一號印紙稅賣下費取扱手續左ノ通心得ヘシ

雜報

江戸の舞踏會(昨日の續)

余は今やフランス打扮の多くの日本令嬢と事取しくも數番の舞踏を濟ませたり左れば事の序でに彼の幻妙不思議なる天女と一番舞ふて見ばやと存候……巴里に歸りて土產話と爲さばやと存候……他の賓客の止むるをも聞かで漸く天女の一群を目指して進み近づき候……ヤガテ古代の衣裳着けたる一美天女を誘はんと莫介にも試みて候
夥多ある天女の事ゆゑ孰れを夫とも見分け難く少しく躊躇ふ折柄余の進み近づくを見て聊かからかい顔した天女が余の方を見返りたるを以て是れ幸ひと直ちに其前に罷りて音調ゆるやかに佛語にて相方を願ひ出たり此天女佛語に通ぜざるは固より怪むに足らず只余の口振を見て心當たるならんと思ふて斯くは無作法にも突然にも言葉を掛けたるあり天女は先づ余が此はおし掛けに驚きて更に推量する景色もなく急ぎ目配せして其後背に廻せる天女のコンモト讓を呼びたり讓は余の紹介もなく斯く突然に掛合ひたるは何事あらん妾如く我邦驚絲等の如き人物なりとは思はぬ計りの風情にて氏が發企なり云々は誤り)走り寄りて之を捕たしひるも其距離は五十步百步の間ありと云はざるを得ず左れば今の場合に當り自から喧嘩口論の仲間に入るがら他の少年輩を使ひたる者を咎めて唯其下手の前後を云々するが如きは一場の水掛論に過ぎずして我輩の取らざる所なり思ふに立憲政議の政治は人民の言論に政府の干渉なく其自由の實際に行はるゝ國にして始めて効を見るべし今や我國に於ては政府の法律には却て言論の自由を束縛するの處置なしと雖も之に反して民間の實際には言論の外に一種の力を逞ふし却て自から其自由を束縛せんとするものあり
て國會の議場の如きも他の腕力の保護を假りて僅に議事を開くの體裁なりと云ふ外國の人々をして之を聞かしめなば果して如何なる感覺を爲す可きや實に亦面の至りなりと云はざるを得ず而して此不體裁を致したる其原因を尋ねれば今の政黨の人々は勿論、議會の議中の人々も其責を免る可らざるが如し
然りと雖も彼の少年輩の暴行に至りては其擧動の事實に現はれて罪の甚しきものあれば速に之を鎮壓せざる可らず左ればにや政府は既に保安條例を執行して厳重の處分を爲したり誠に至當の處置にして若しも今後斯の擧動もあらんには保安條例あり又行政處分あり直に厳速の處置あらんなと我輩の希望する所なれども去にても彼の保安條例は昨年の末に議會の人々が其不要を喋々して廢止の議決を爲したる其日を距る未だ一個月あらざるに忽ち今日の事あり其人々も自から省みて爽然自失の感ある可し此一事よりしても我輩は益々議會の自省自重を祈るものあり

雜報

○名古屋樓に於て新聞記者の會合あり(昨日の續)
氏集會を開くの體裁なりと云ふ外國の人々をして之を聞かしめなば果して如何なる感覺を爲す可きや實に亦面の出業に關する利益を得て海外直輸の目的を以て之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
の發起人なる九鬼氏は其筋に請ふて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
に決し次て丸山名政氏は其筋に請ふて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
もわり河瀬氏之を賛成し其筋に請ふて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
替金保護の儲を爲す可きや實に亦面の出業に關する利益を得て海外直輸の目的を以て之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
る事に可決せんとの議あり其人々も自から省みて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
間金八、星野長太郎氏は其筋に請ふて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
齋藤正二郎氏は其筋に請ふて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
絲輸出の海關稅賣下費取扱手續は其筋に請ふて之を爲すは政府に請ふて日本の輸出入の運用を爲め更に會長を選擧せんとするものあり
決せり而して右の費用は一時の費用は一時の費用は一時